

訓練等給付

サービス名	サービス内容	対象者
自立訓練	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行います	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者 <標準利用期間> 機能訓練：18か月 生活訓練：24か月
就労移行支援	就労を希望する障がい者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います	65歳未満または65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けており、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けている方 <標準利用期間> 24か月
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います	【A型（雇用型）】 65歳未満または65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けており、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けている方 【B型（非雇用型）】 以下のいずれかに該当する方 (ア) 就労経験があり、雇用に結びつかなかった方 (イ) 50歳以上の方または障害基礎年金1級受給者 (ウ) (ア) (イ) に該当しない方のうち、就労移行支援事業所によるアセスメントを受けた方
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います	就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障がい者 <標準利用期間> 36か月
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、居宅を定期的に訪問し、生活状況等の確認をして必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行います	障害者支援施設や共同生活援助を利用していた障がい者、または、居宅において単身である等の障がい者であって、支援の必要性がある方 <標準利用期間> 12か月
共同生活援助	地域において、共同生活を営むべき住居で入浴、排せつ、食事の介護等または相談その他の日常生活上の援助を行います	以下のいずれかに該当する方 (ア) 知的障がい者または精神障がい者 (イ) 65歳未満または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある身体障がい者
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するための重点的な支援を必要とする方につき、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援を行います	以下のいずれかに該当し、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方 (ア) 障害者支援施設等に入所している障がい者 (イ) 精神科病院に入院している精神障がい者 (ウ) 救護施設または更生施設に入所している障がい者 (エ) 刑事施設、少年院に収容されている障がい者 (オ) 更生保護施設に入所している障がい者または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障がい者